

令和 6 年能登半島地震への対応について

令和 6 年 2 月 2 7 日
財 務 省 理 財 局

令和6年能登半島地震への主な対応（国有財産関連）

○ 避難場所の確保

輪島地方合同庁舎、穴水地方合同庁舎、金沢新神田合同庁舎を開放し、避難者を受入れ。

○ 応急的な住まいの確保等

- ・北陸四県に所在する国家公務員宿舎及び独立行政法人職員住宅について、被災者の応急的な住まいとしてすぐに提供可能な住戸を一元的に取りまとめ、県災害対策本部に対して情報提供（計535戸）。うち、石川県内合同宿舎105戸について、要請を受け石川県に対し使用許可。
- ・応急仮設住宅用地やがれき置き場等として提供可能な未利用国有地等についても一元的に取りまとめ、県災害対策本部に対して情報提供。

(※) 国家公務員宿舎については、被災者の受入れを行う地方公共団体からの要請に基づき、地方公共団体に無償で使用許可した上で、地方公共団体から被災者に貸与（国有財産法第18条第6項、第22条第1項第3号）。貸与期間については、地方公共団体の意向を踏まえ弾力的に対応するとともに、事務手続きも簡略化。

(参考) 国有財産法

第18条第6項

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。

第22条第1項

普通財産は、次に掲げる場合においては、地方公共団体、水害予防組合及び土地改良区（以下「公共団体」という。）に、無償で貸し付けることができる。

一～二（略）

三 公共団体において、災害が発生した場合における応急措置の用に供するとき。

(※) 第18条第6項により行政財産の使用又は収益の許可を行う場合は、第19条の規定により第22条第1項第3号が準用され、その対価が無償とされる。

令和6年能登半島地震における国家公務員宿舎の提供

被災者の生活と生業支援のためのパッケージ

(1月25日(木) 第15回非常災害対策本部会議決定)

2. 緊急対応策

(1) 生活の再建

- 住み慣れた土地に戻るための住まいの確保
既存住宅の活用の観点から、被災者が利用可能な応急的な住まい（民間賃貸住宅、公営住宅、UR賃貸住宅、**国家公務員宿舎**等）等を確保する。

第32回災害対策本部員会議での石川県知事の主な発言

(令和6年1月31日)

- 加えて、今般、北陸財務局の宿舎100戸程度を応急的な住まいとして提供いただけることとなった。財務省に心から感謝申し上げる。

応急的な住まいの確保

○ 公営住宅等の空室提供

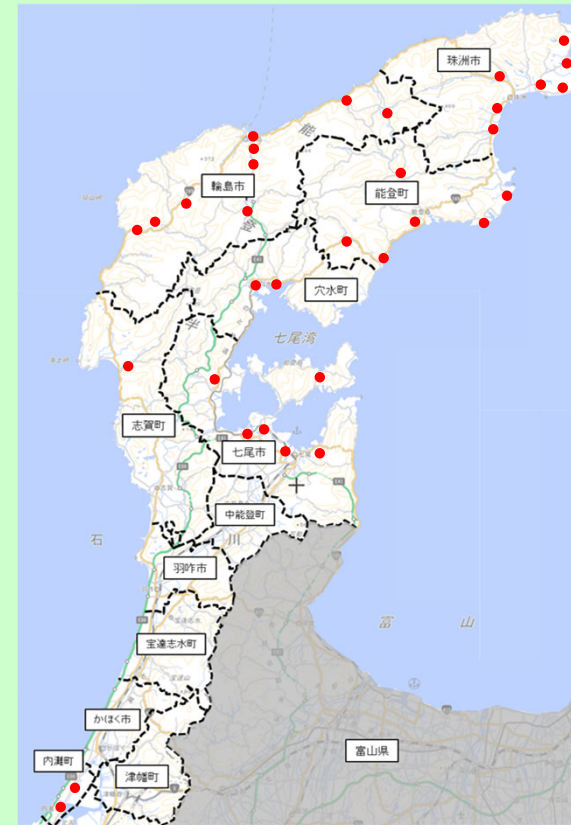
公営住宅：全都道府県にて約9,200戸確保
 入居決定戸数：約680戸（うち石川県内335戸）
 UR賃貸住宅：全国で300戸確保 ※高齢者からの生活相談に対応
 国家公務員宿舎：石川県内にて139戸確保
 （105戸について県に使用許可）

○ 賃貸型応急住宅（みなし仮設）

石川県内の提供可能戸数：約4,500戸
 入居決定戸数：1,925戸
 石川県から近隣県に転居する場合の提供可能戸数：
 新潟県：1,000戸、富山県：1,500戸、福井県：1,200戸

○ 建設型応急住宅 石川県：3月末までに約4,000戸着工の見通し （当初計画（約3,000戸）を前倒しのうえ見直し）

	七尾市	輪島市	珠洲市	内灘町	志賀町	穴水町	能登町	7市町
（着工日） 着工	（1/20～） 341戸	（1/12～） 1,250戸	（1/12～） 670戸	（1/31～） 65戸	（1/26～） 173戸	（1/15～） 286戸	（1/15～） 318戸	<u>3,103戸</u>
完 成 （完成日）	35戸 （2/24）	76戸 （1/31～）	90戸 （2/6～）	-	20戸 （2/20）	15戸 （2/28）	66戸 （2/28）	<u>302戸</u>



建設型応急住宅の立地



プレハブ住宅（設置例）



木造仮設住宅（設置例）



ムービングハウス（設置例）



トレーラーハウス（設置例）

恒久的な住まいの確保

- 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度
- 自力での再建等が困難な被災者への公営住宅の整備

- 被災住宅の補修等に関する電話相談を受け付けるフリーダイヤルを開設
『令和6年能登半島地震による被災住宅補修等相談ダイヤル』0120-330-712
- 被災自治体にて被災住宅に関する専門家の相談窓口を開設
- 「住まい再建事業者検索サイト」にて被災した住宅の補修工事等が可能な事業者を情報提供
- 公営住宅等の空室提供と賃貸型応急住宅の提供に係る問い合わせ先等を情報提供